



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月 24 日 (木曜日) 第 2584 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2
○宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号 の区域を定める規則の一部を改正する規則…… (中山間・地域政策課) 1		○肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通 肥料及びその表示事項…………… (営農支援課) 2
告 示		公 告
○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1		○農地中間管理機構の指定…………… (地域農業推進課) 3
○県税の収納の事務の委託…………… ( “ ) 1		○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 3
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 2		○土地改良区の役員の就任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 3
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防 除) …… (自然環境課) 2		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… ( “ ) 3
		○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 4
		○県営土地改良事業に係る換地計画の策定…………… ( “ ) 4
		○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 4

## 規 則

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第31号

#### 宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則 (平成23年宮崎県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県中山間地域振興条例 (平成23年宮崎県条例第20号) 第 2 条 第 1 項第 6 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(7) [略] (8) 児湯郡都農町	宮崎県中山間地域振興条例 (平成23年宮崎県条例第20号) 第 2 条 第 1 項第 6 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(7) [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第 292号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成26年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定代理納付者の指定を受けた者  
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号
- 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
  - ふるさと宮崎応援寄付金  
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで
  - 宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税 (平成26年度に賦課したものに限る。

)

平成26年 5 月 1 日から平成26年 8 月 31 日まで

### 宮崎県告示第 293号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成26年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 県税の収納の事務の委託を受けた者
  - 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 3 号
  - 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
  - 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番34号
  - 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松二丁目13番 1 号

- (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
  - (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号
  - (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
  - (8) 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
  - (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地
  - (10) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
  - (11) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
  - (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
  - (13) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
  - (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
  - (15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 2 委託に係る県税の税目  
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第2条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 委託した収納取扱期間  
平成26年5月1日から平成26年8月31日まで

宮崎県告示第 294号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
大塚病院	西都市御舟町二丁目45番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年5月1日から平成29年4月30日まで

宮崎県告示第 295号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年5月14日から平成26年7月19日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 296号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾野4298-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾野4298-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 297号

肥料取締法施行細則（昭和49年宮崎県規則第49号）第5条第1項の規定に基づき、表示を要する普通肥料及びその表示事項を次のように定める。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないと

ここで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101号）第 4 条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年 4月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 農地中間管理機構の名称及び住所  
公益社団法人宮崎県農業振興公社  
宮崎市恒久一丁目 7 番地14
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
宮崎市恒久一丁目 7 番地14
- 3 農地中間管理事業の開始の日  
平成26年 4月 1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成26年 4月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字大瀬町・瓜生野・赤江・田吉・本郷南方・堤内、田野町乙、清武町木原・今泉
都城市	都城市吉之元町
延岡市	延岡市中の瀬町、北方町三ヶ村、北川町川内名、北浦町三川内
日南市	日南市春日町・油津・梅ヶ浜・大堂津・隈谷・岩崎・材木町・西町・瀬西・天福・乙姫町・園田・瀬貝・木山・大字平野・下方・宮浦
小林市	小林市北西方・真方
日向市	日向市美々津町・東郷町山陰庚・東郷町八重原迫野内
串間市	串間市大字奈留・南方・崎田・都井・市木
西都市	西都市大字穂北
えびの市	えびの市大字上江・今西・池島
三股町	北諸県郡三股町稗田・大字樺山
国富町	東諸県郡国富町大字八代南俣・深年
西米良村	児湯郡西米良村大字板谷
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字大河内・下福良
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷水清谷・上渡川
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡

- 2 調査期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により

、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年 4月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 俣 修	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 9 番地 2

（任期：平成27年 3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年 4月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
理 事	日 高 俊 明	宮崎市佐土原町下田島6971番地 1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地 2
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地 2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	太 田 克 巳	宮崎市佐土原町下田島 12136番地 ロ
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地

（任期：平成28年 3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 4月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐健興	高千穂町大字岩戸5805番地

(任期：平成27年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	成田義一	高千穂町大字岩戸6141番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、縦崎土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	戸高生喜	高千穂町大字押方5361番地
監事	佐藤則義	高千穂町大字押方5069番地

(任期：平成28年10月18日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	戸高生喜	高千穂町大字押方5361番地
監事	佐藤則義	高千穂町大字押方5069番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	園田真吾	宮崎市花山手東2丁目33-10

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、中内堅地区県営土地改良事業(えびの市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月24日

- 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年4月25日から平成26年5月27日まで
- 縦覧場所  
えびの市役所
- その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成26年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
第3秋山	串間市	農地保全整備事業	平成25年3月29日
吉野方	日南市	経営体育成基盤整備事業	平成21年11月30日
沿海南部	日南市 串間市	広域営農団地農道整備事業	平成21年3月30日
潟上	日南市	土地改良総合整備事業	平成10年3月18日